
小郡市屋外広告物ガイドライン

小郡市

令和元年10月

【目次】

1. はじめに	1
2. 屋外広告物とは	1
3. 許可申請手続	2
4. 許可申請の流れ	3
5. 禁止地域と許可地域	4
6. 屋外広告物の基準	5
7. 禁止物件	1 3
8. 禁止広告物	1 3
9. 適用除外広告物	1 4
1 0. 屋外広告業の登録	1 6
1 1. 屋外広告物管理者の設置	1 6
1 2. 罰則	1 6
1 3. 許可申請手数料と許可期間	1 7
1 4. 経過措置	1 8

1. はじめに

小都市では、平成29年3月に景観法に基づく景観計画を策定し、市ならではの良好な景観形成の実現を目指しています。

屋外広告物は景観を形成する重要な要素の一つであり、その表示や設置に際しては、安全性の確保はもとより周辺景観との調和が求められます。

そこで市は、公衆に対する危害を防止するとともに、市の良好な景観をより積極的に保全・形成し、風致を維持するため、独自の屋外広告物条例を制定しました。

この「ガイドライン」は、地域ごとに定められた屋外広告物の規制の内容に加え、許可申請の手続等について解説したものです。広告物を表示しようとする方だけでなく、市民の皆様にも本ガイドラインで示すルールをご理解いただき、魅力的で秩序ある本市の景観づくりにご協力をお願いいたします。

2. 屋外広告物とは

屋外広告物とは、営利・非営利の目的を問わず、以下の要件を満たすもので、屋外広告物法に基づく広告物のことを指します。

- ①常時又は一定期間継続して表示されるものであること。
- ②屋外で表示されるものであること。
- ③公衆に対して表示されるものであること。
- ④看板、立て看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は、表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

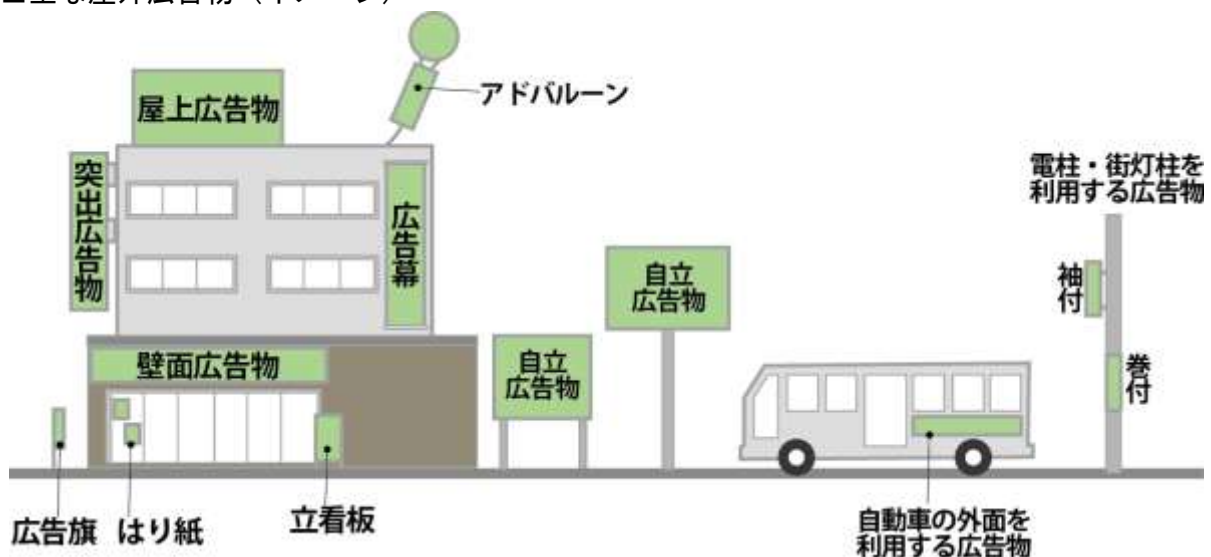
※街頭等で配布されるビラやチラシ等、定着性のないものは該当しません。

※建物や乗り物の内側に表示されるものは該当しません。

※駅や工場、野球場等で、その構内にいる特定の人に対して表示されるものは該当しません。また、文字や絵等において一定のイメージ等が表示されていないものは屋外広告物としては取り扱いません。

※音響広告やサーチライト等は該当しません。

■主な屋外広告物（イメージ）



3. 許可申請手続

小郡市内で広告物を表示し、又は広告物を設置する場合は、**市長の許可**が必要です。

許可期間内に広告物の変更及び改造を行う場合や、許可期間終了後継続して広告物を掲示する場合も、市長の許可が必要です。

ただし、屋外広告物を表示・設置できない地域（禁止地域：P4）、表示・設置できない物件（禁止物件：P13）、表示・設置できない広告物（禁止広告物：P13）があるほか、許可を要しない物件（適用除外：P14・15）もありますので、注意が必要です。

許可申請の際は、事前に小郡市都市建設部都市計画課にご相談ください。

■ 許可申請の手続に必要なもの

<新規又は変更の場合>

- 屋外広告物（新規・更新・変更）許可申請書兼屋外広告物管理者設置届
- 添付書類
 - 1) 付近の図面又は写真
 - 2) 形状、寸法及び構造に関する仕様書及び図面
 - 3) 表示の内容又は写真
 - 4) 設置場所が他人の所有又は管理に属するものは、その承諾を証する書類又は写し（広告物設置承諾書）
 - 5) 貼り紙、貼り札については、現物又は見本
- 申請先
小郡市都市建設部都市計画課
- 許可申請手数料
許可申請の際には、手数料が必要となります。（P17）

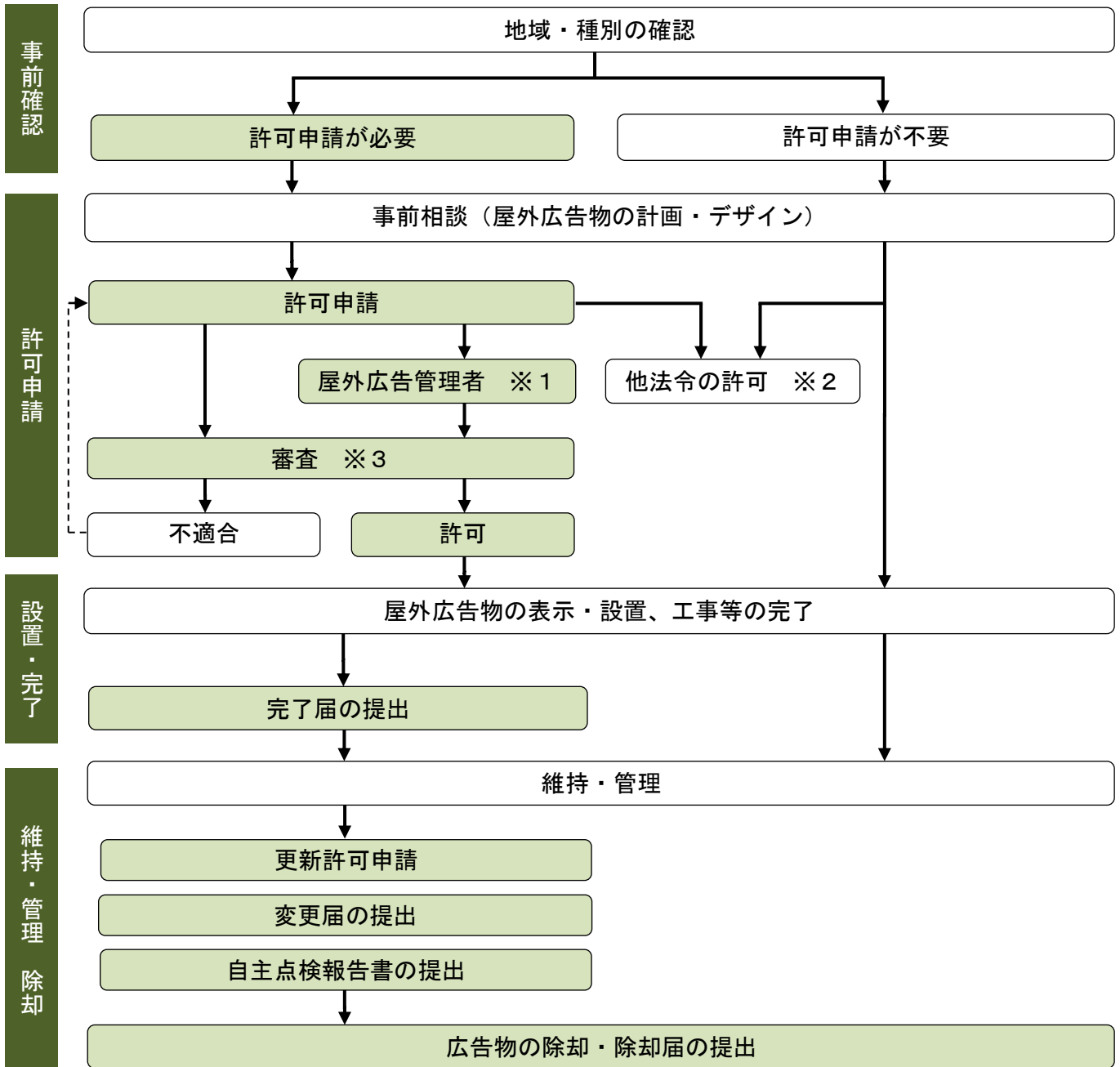
<許可期間更新の場合>

許可期間経過後も引続き広告物を表示しようとする場合は、**期間満了の10日前までに**更新申請を行って下さい。

- 屋外広告物（新規・更新・変更）許可申請書兼屋外広告物管理者設置届
- 添付書類
 - 1) 物件の現況の写真
 - 2) 屋外広告物自主点検結果報告書
 - 3) 広告物設置承諾書

※広告物の表示者等（表示者、設置者、管理者）は、許可の期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときは、事実の発生した日から **10日以内**に広告物を除却しなければなりません。

4. 許可申請の流れ



- ※1 簡易な広告物を除き、広告物を表示・設置する場合は、広告物を管理する者の設置が義務付けられています。なお、高さが4mを超える広告物又は広告物を掲出する物件を管理する者は、建築士又は屋外広告士の資格を有する者でなければなりません。
- ※2 高さが4mを超える広告物は、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要です。また、道路上に広告物を出す場合は道路占用許可（各道路管理者）、道路使用許可（警察署）の申請が必要です。
- ※3 大規模小売店舗立地法に規定される大規模小売店舗に表示・掲出される広告物に関する特例
⇒大規模小売店舗について、沿道景観等に配慮された広告物による表示等を行う場合は、小郡市景観審議会での審査を受けた上で、表示面積要件の緩和を受けることができるものとします。

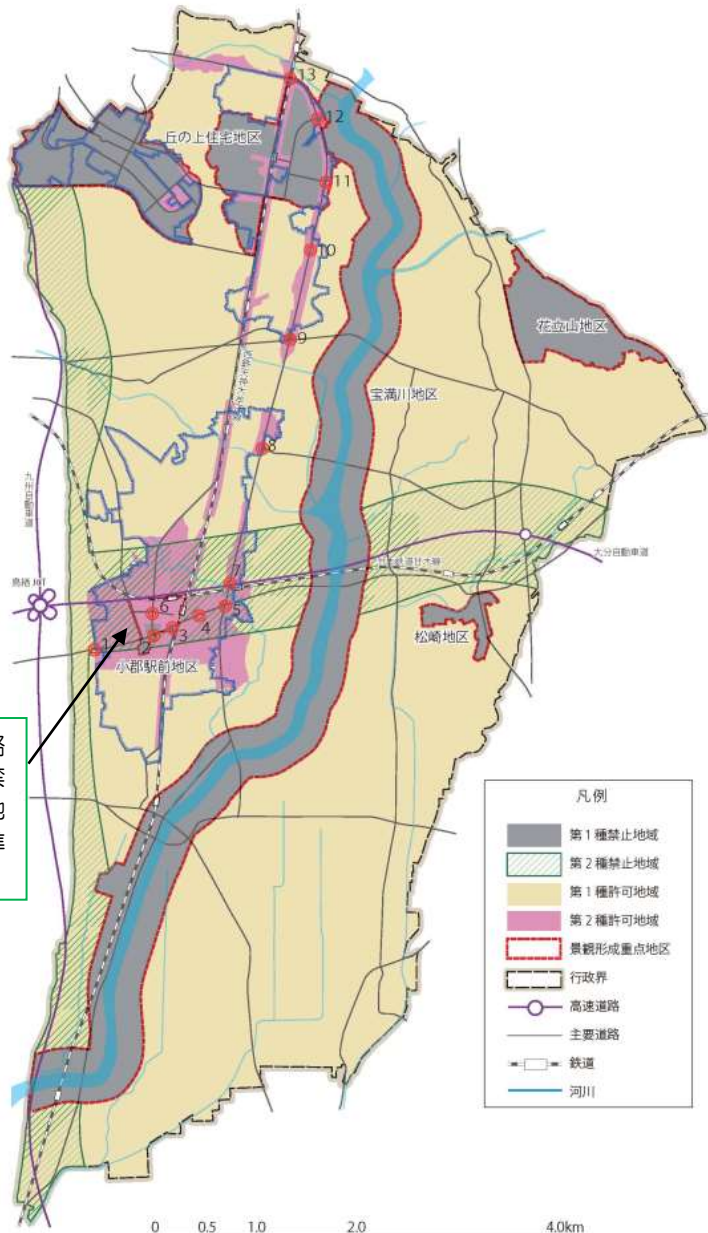
5. 禁止地域と許可地域

小郡市屋外広告物条例では、景観計画の内容や地域の特性を踏まえ、2種類の禁止地域と2種類の許可地域を設け、地域ごとに基準を定めます。

※地区計画の区域（地区整備計画の定められた区域）は、それぞれの地区整備計画の基準によります。

区分	地域特性（景観の特性）
禁止地域	原則として自家用広告物のみ表示、設置が可能な地域
第1種禁止地域	・特に良好な自然景観や歴史・文化遺産、住宅地・集落地景観を保全する地域
第2種禁止地域	・主要な道路等から見える良好な景観形成に配慮するとともに、運転者の事故等の防止に努めるべき地域
許可地域	自家用広告物、非自家用広告物ともに表示、設置が可能な地域
第1種許可地域	・自然景観や田園・集落地・住宅地が広がり、良好な景観形成に配慮すべき地域
第2種許可地域	・良好な景観形成と経済活動との調和に配慮すべき地域

■ 地域区分図



※D I D地区内及び広告物が高速道路上から確認できない場合は、第2種禁止地域には該当せず、ベースとなる地域（第1種・第2種許可地域）の基準を適用します。

6. 屋外広告物の基準

小郡市で屋外広告物を設置するときは、共通基準、色彩・照明基準及び地域別の許可基準に適合しなければなりません。基準に適合するか判断がつかない場合は、申請前に都市計画課までお問い合わせください。

■ 共通基準

広告物の規模	○必要以上に数を増やすことは避け、集約化し統一的なデザインとなるよう努めること。
周辺との調和	○広告物の形態・意匠は地域の特性や周辺景観との調和を図ること。 ○建築物その他の工作物等に付属する広告物の形態・意匠は、当該建築物その他の工作物との調和を図ること。
危害の防止	○容易に破壊し、又は落下しないような構造とし、堅固に設置すること。 ○道路標識、信号機等の付近では、道路交通安全の妨げとならないようにすること。

例) 広告物の規模



設置位置が不揃いで統一性が無いため、それぞれの広告物が主張しあい、乱雑な印象を与えます。

高さや大きさ、デザインを揃え、集約化を図ることで、すっきりとした印象となり、表示する広告物も際立ちます。

例) 周辺との調和

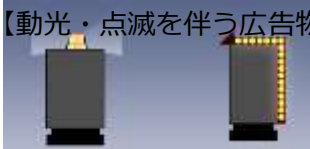



広告物ばかりが突出し、周囲の自然景観の印象と調和していません。



周囲の自然と調和する色彩を採用し、落ち着いた雰囲気を演出しています。

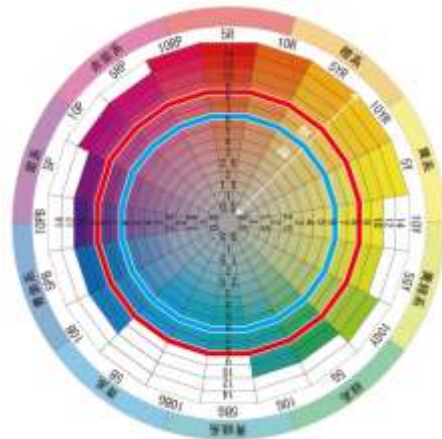
■ 色彩・照明基準

	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域
色彩基準	○色数を抑え、周囲の景観を阻害しない色彩とするとともに、 彩度6 を超える色彩を使用する面積が、 <u>1面の表示面積の2分の1以下</u> とすること。 (ただし、掲出方法や素材の工夫により、周辺との調和が図られている場合は、この限りでない。)			○色数を抑え、周囲の景観を阻害しない色彩とするとともに、 彩度8 を超える色彩を使用する面積が、 <u>1面の表示面積の2分の1以下</u> とすること。 (ただし、掲出方法や素材の工夫により、周辺との調和が図られている場合は、この限りでない。)
照明基準	○動光・点滅を伴うものは、原則禁止とする。ただし、短期的なイベント等期間限定のものはこの限りでない。			
	○発光可変表示式屋外広告物は、原則禁止とする。 【動光・点滅を伴う広告物】 		【発光可変表示式広告物】 	○発光可変表示式屋外広告物は、原則禁止とする（商工業地域を除く）。

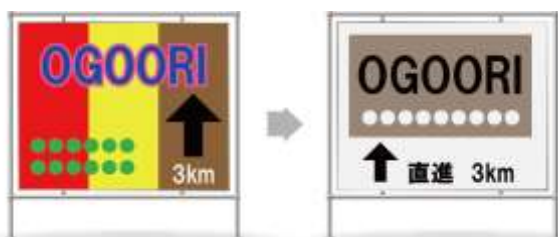
■ 色彩基準（マンセル値）

屋外広告物条例においては、JIS（日本工業規格）にも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

色彩基準では、色彩の鮮やかさの度合いを示す「彩度（さいど）」の数値を基準に、良好な景観を阻害しないよう景観誘導を行います。



例) 色彩基準（色数を抑える）



色数が多い広告物は目立つものの、雑然とした印象を与え、情報を読み取りにくくなります。色数を抑えることで、分かりやすく、すっきりとしたイメージになります。

例) 色彩基準（周囲の景観を阻害しない）



派手な色彩は、自然風景と対立した印象を与えます。周辺に配慮した色彩とすることで、背景となる自然風景等と調和した落ち着いた印象となります。

■ 地域別の許可基準

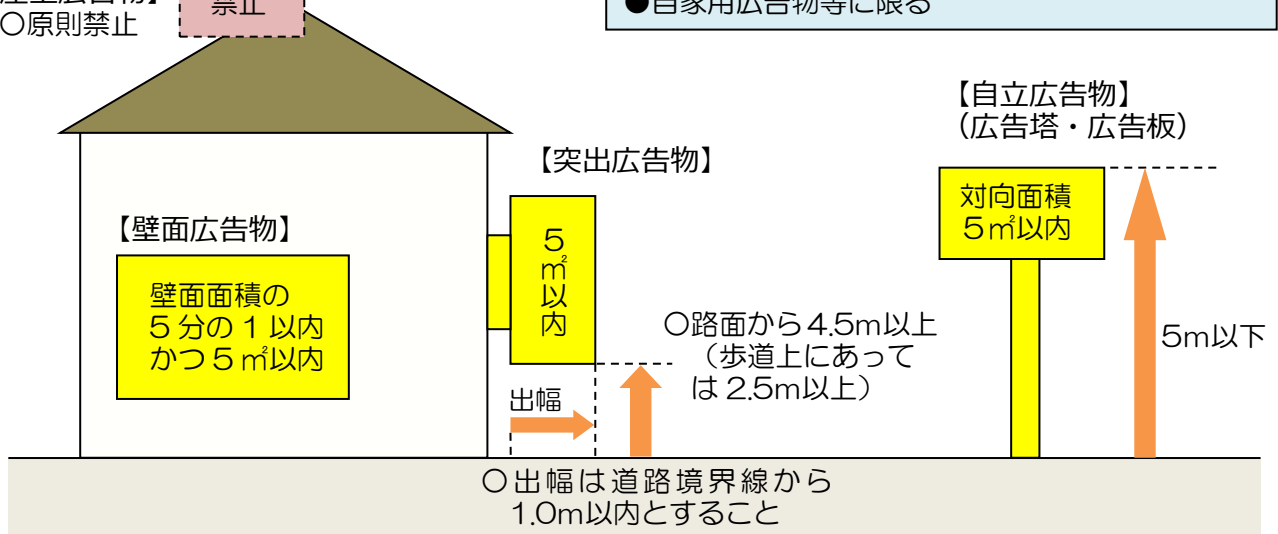
第1種禁止地域

対象区域	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳及び墓地の区域 ・小郡市景観計画において景観形成重点地区に指定された区域 (小郡駅前地区(賑わい景観創出地区)並びに第一種住居地域及び近隣商業地域を除く)
------	---

【屋上広告物】
○原則禁止

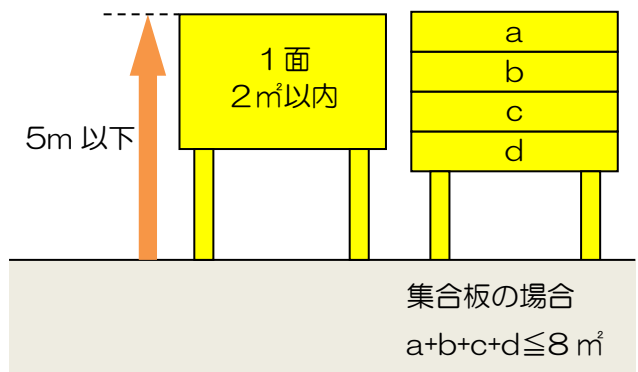
禁止

- 1店舗・事業所あたりの表示面積合計 10㎡以内
- 自家用広告物等に限る



【案内誘導広告物の許可基準】

- 高さ：5m以内
- 表示面積：広告1件につき2㎡以内
全体の表示面積は8㎡以内
- 表示内容は、名称・所在地・距離・略図・方向を示す記号等、案内誘導を主たる目的とした表示とする
- 設置箇所は、原則として1事業所につき4箇所以内とする
- 集合板の際は大きさ・デザインを揃えること



【表示内容(例)】

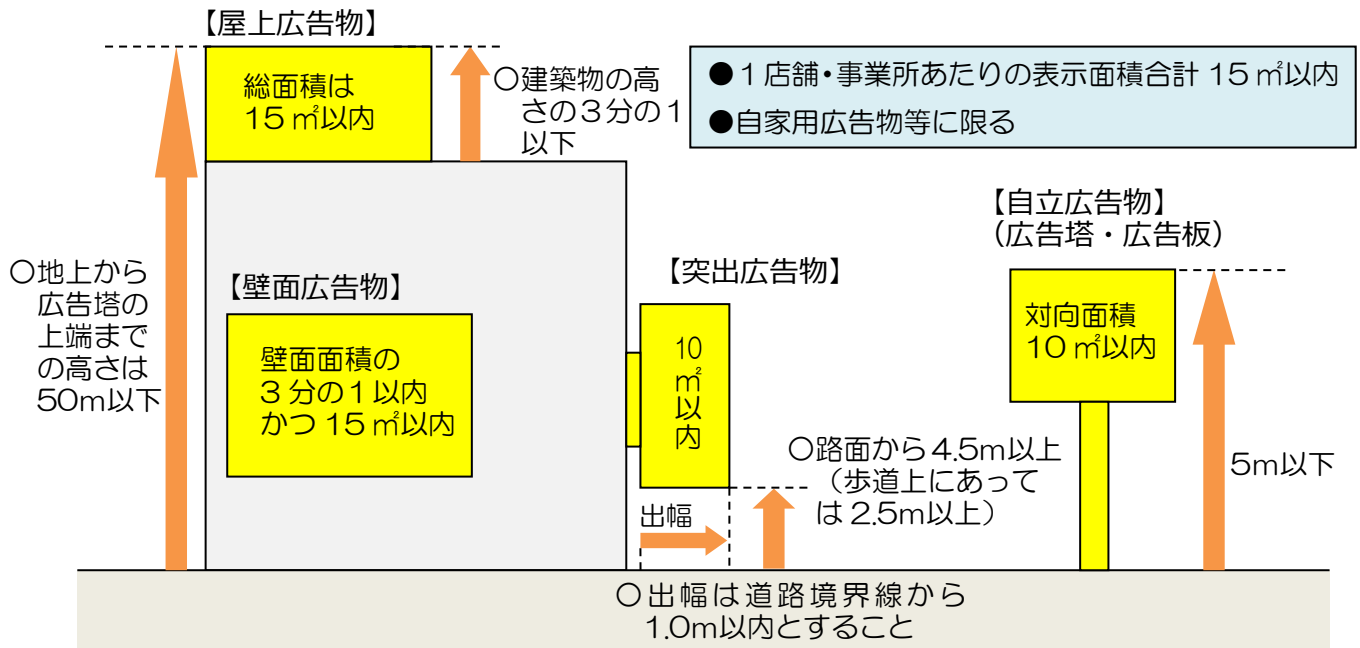


第2種禁止地域

対象区域

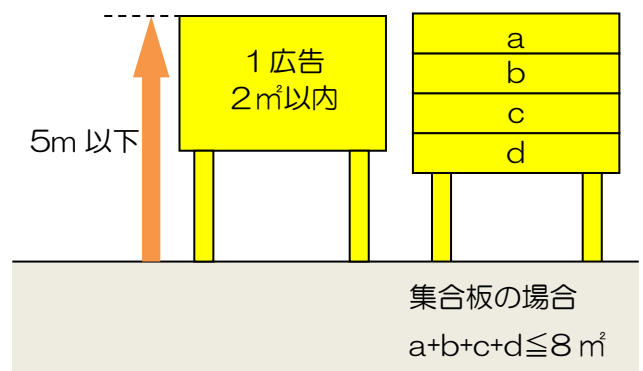
- ・九州自動車道及び大分自動車道から展望できる地域で両側 500m未滿の範囲にある地域（D I D地区を除く）
- ・文化財保護法、福岡県文化財保護条例及び小郡市文化財保護条例の規定により指定された建造物及び史跡名勝天然記念物

※広告物が高速道路上から確認できない場合は、第2種禁止地域には該当せず、ベースとなる地域（第1種・第2種許可地域）の基準を適用します。



【案内誘導広告物の許可基準】

- 高さ：5m以内
- 表示面積：広告1件につき2㎡以内
 全体の表示面積は8㎡以内
- 表示内容は、名称・所在地・距離・略図・方向を示す記号等、案内誘導を主たる目的とした表示とする示とする
- 設置箇所は、原則として1事業所につき4箇所以内とする
- 集合板の際は大きさ・デザインを揃えること

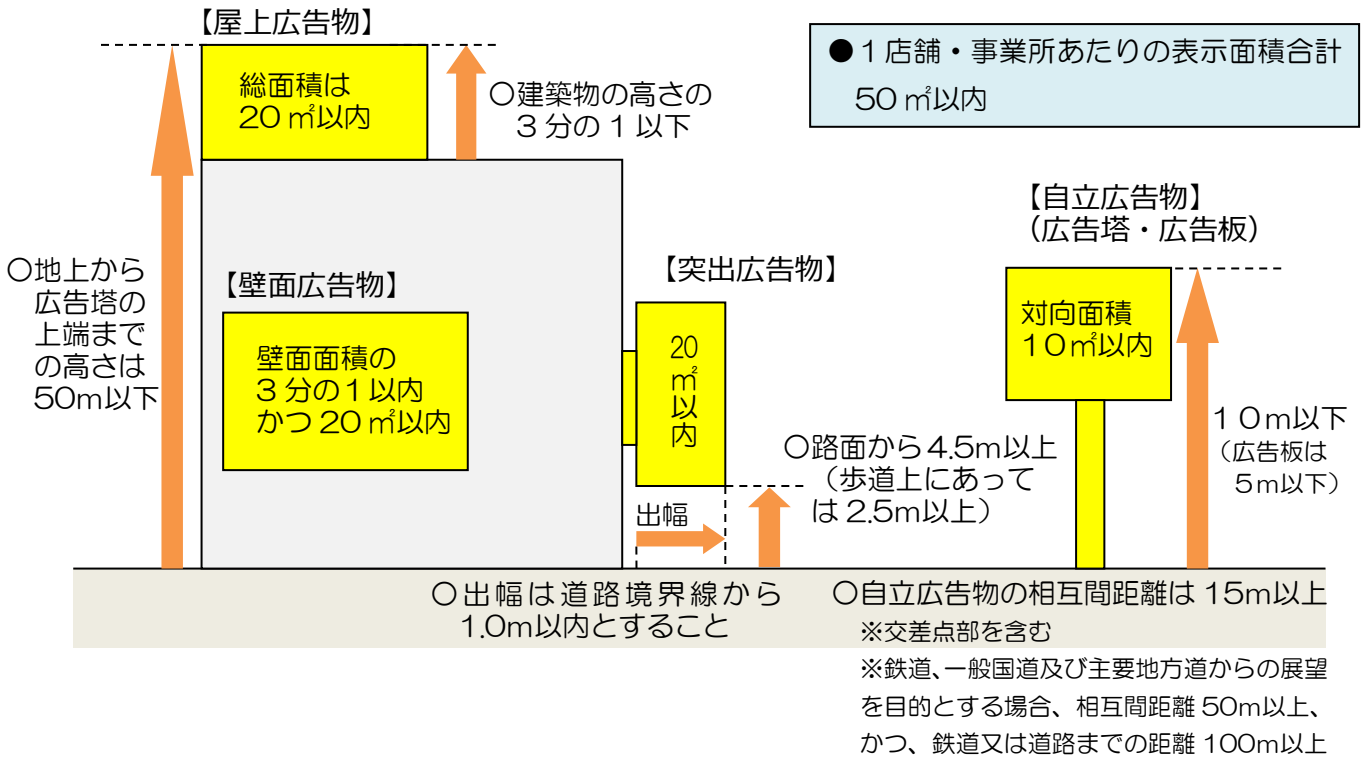


【表示内容(例)】



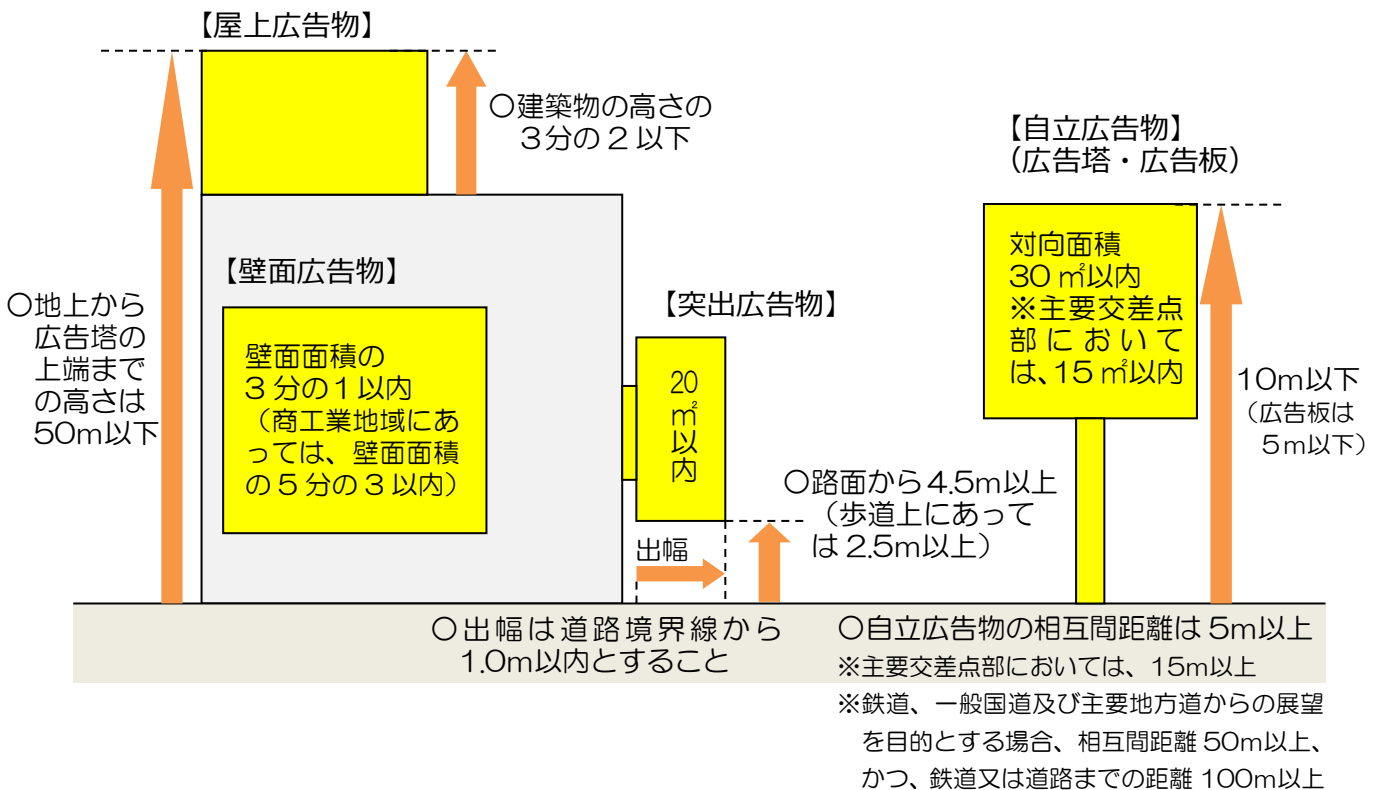
第1種許可地域

対象区域 ・ 市街化調整区域並びに第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
(第1種禁止地域を除く)



第2種許可地域

対象区域 ・ 第1種禁止地域、第2種禁止地域及び第1種許可地域以外の区域

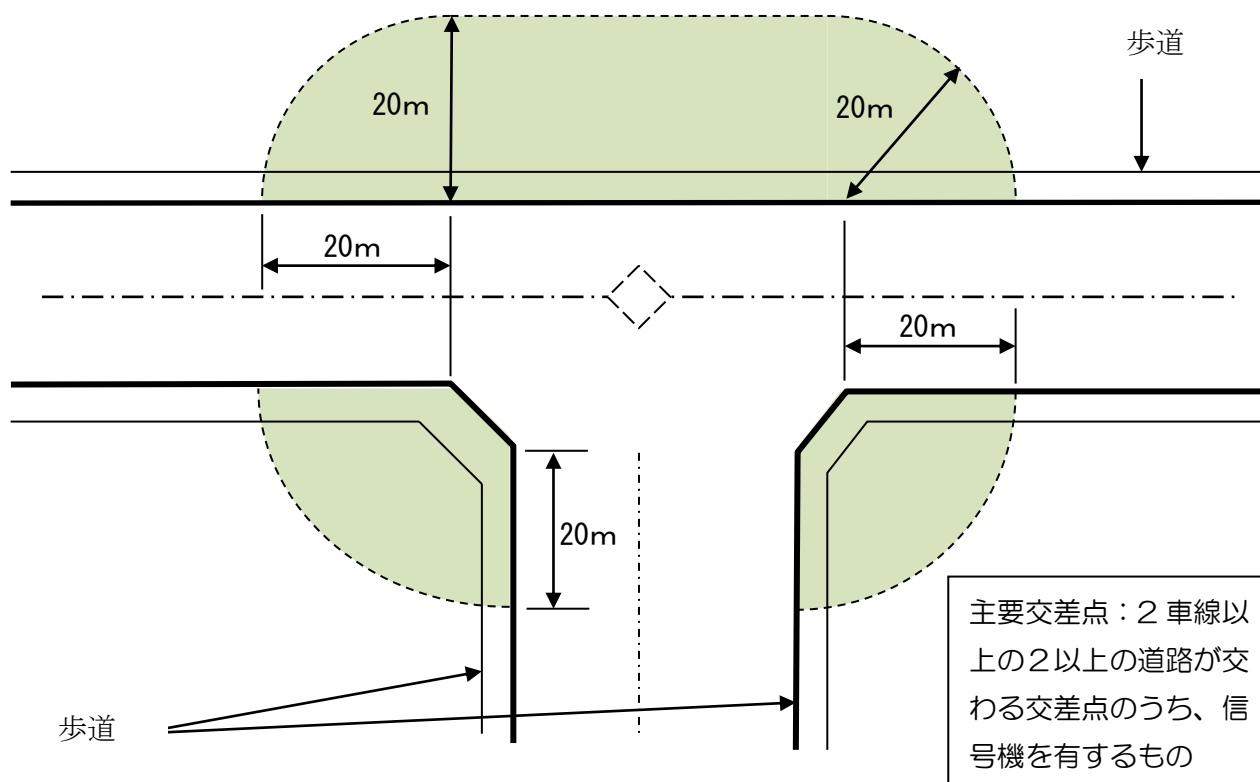


【主要交差点部の自立広告物の取扱いについて】

交差点部において屋外広告物が乱立することは、道路景観を阻害するとともに、交通の視認性の観点から安全性を阻害する一因となることが懸念されます。

そこで、市長が指定する主要交差点部（交差点の側端及び道路のまがりかどから20m以内の範囲）においては、掲出の面積の上限を15㎡とする事に加え、相互間距離を15m以上離す要件を新たに設け、主要交差点部における規制の強化を図ります。なお、主要交差点部以外の交差点部については、その交差点が属する地域で定められた自立広告物の制限（例：第2種許可地域の場合＝相互間距離5m以上、表示面積30㎡以内）を適用するものとします。

■主要交差点部の範囲について

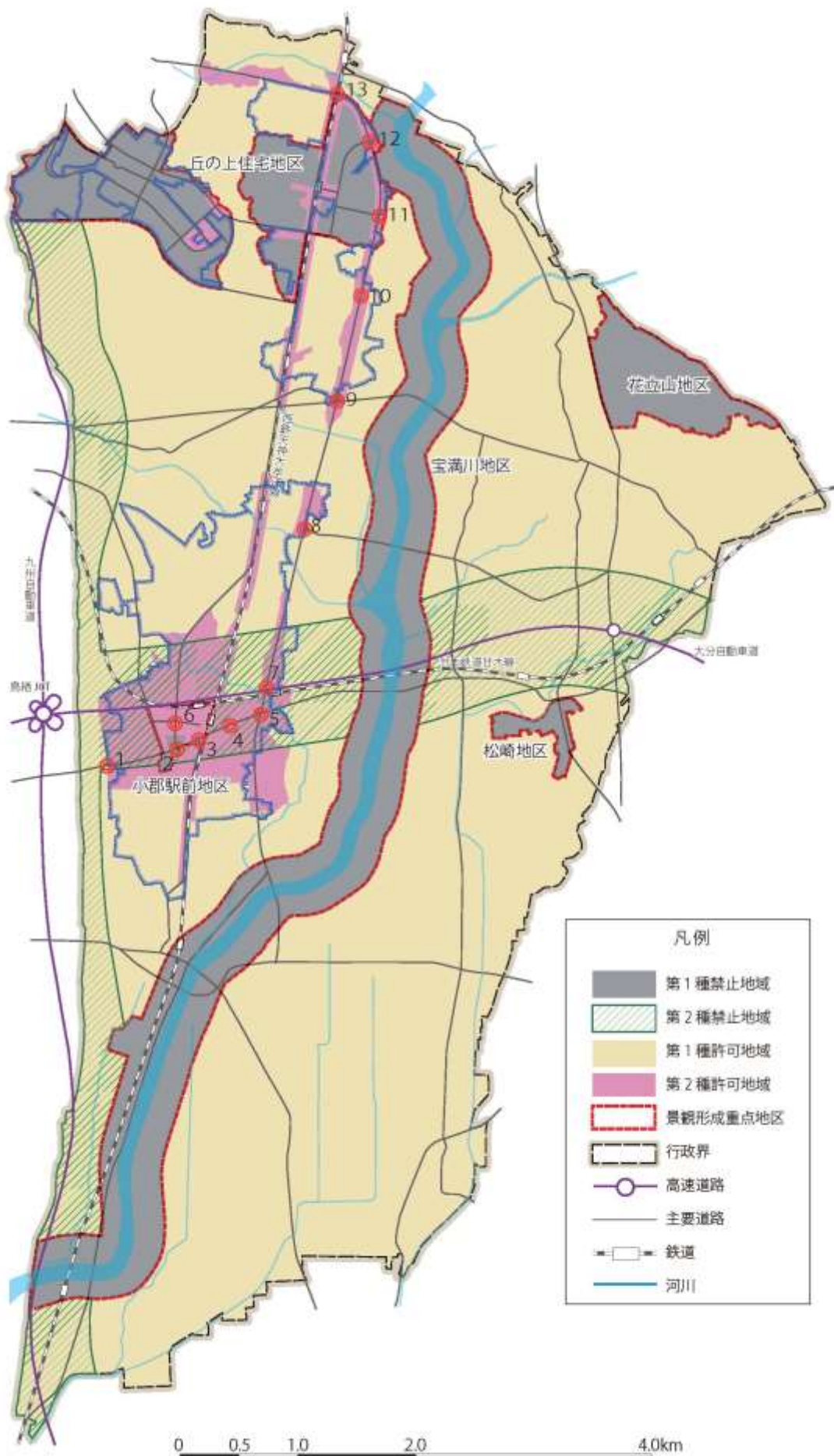


■主要交差点一覧

- ・沿道景観保全ゾーンに指定されている国道500号、都市計画道路原田駅東福童線における主要交差点
- ・景観形成重点地区（小郡駅前地区）内の主要交差点

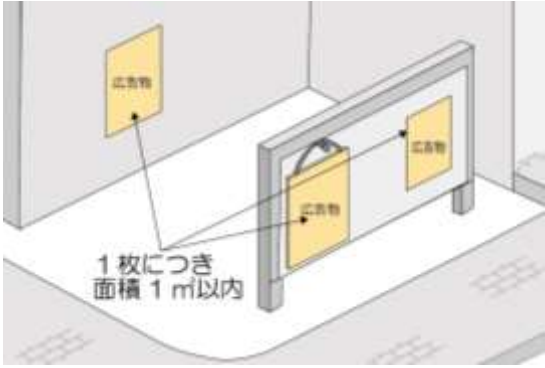
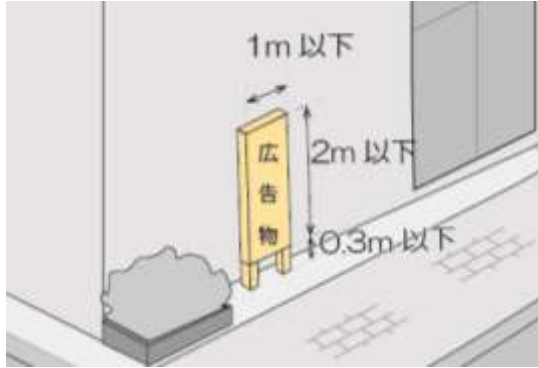
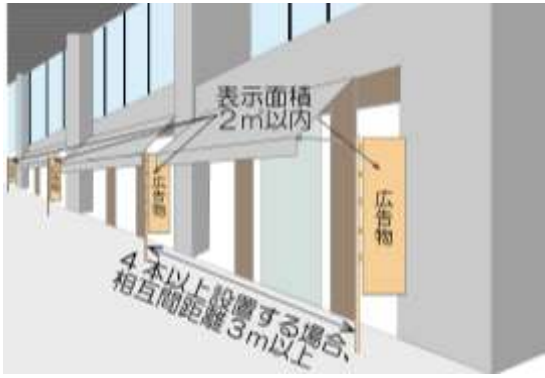
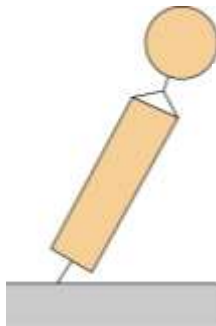

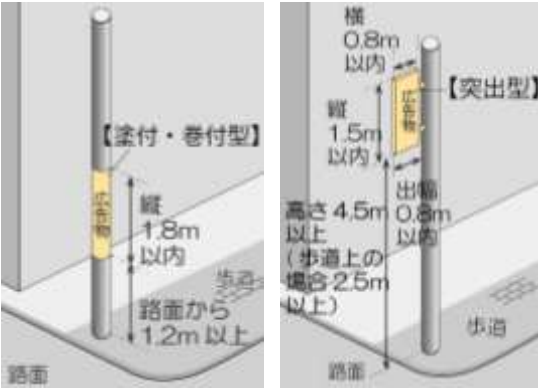
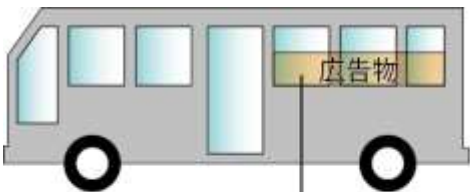
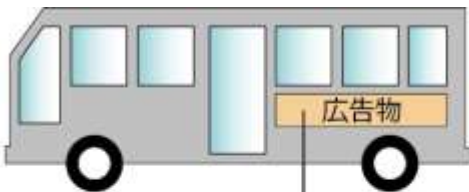
1	流通センター入口	8	運動公園西入口
2	小郡小学校前	9	力武
3	西鉄踏切西	10	横隈
4	市役所前	11	三国が丘5・6丁目
5	小郡郵便局前	12	三国が丘4丁目
6	西鉄小郡駅西	13	津古三差路
7	小郡東		

■主要交差点の位置



■各地域に共通した許可基準

次の広告物は、各地域に共通した許可基準です。

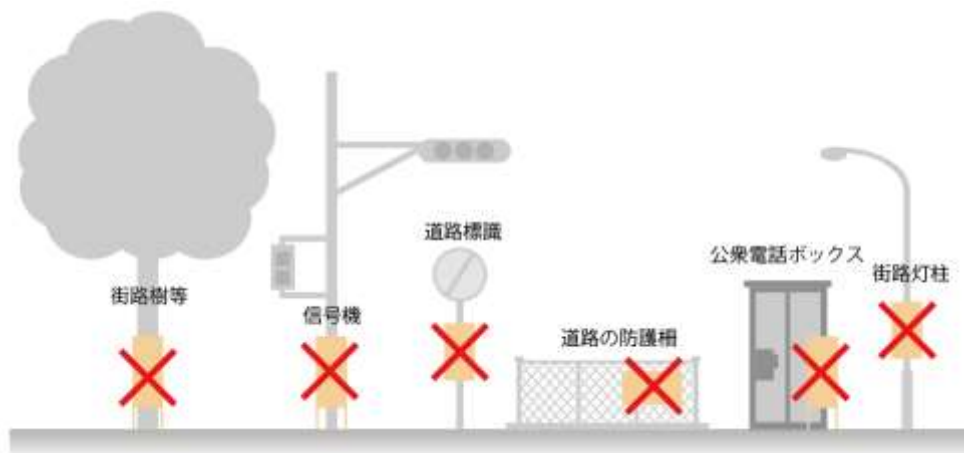
<p>貼り紙、貼り札の類</p>		<p>立て看板</p>	
<p>広告旗</p>		<p>アドバルーン</p>	 <p>○1敷地につき1個まで ○風圧に耐えるようにしっかりと係留すること</p>
<p>広告幕</p>		<p>電柱等利用広告物</p>	
<p>自動車の外面を利用するもの</p>	<p>■定期路線バスの外面を利用し、表示するもの</p>  <p>○窓面を利用する場合は側面及び後面のみ ○表示面積：窓面の30%以内 ○広告物の色彩、意匠等は良好な景観に形成に配慮 ○広告物の表示の方法は、電光表示装置用を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものでないこと</p> <p>■定期路線バスの外面を利用し、広告板を用いて表示するもの</p>  <p>○表示面積：(側面) 左右それぞれ5㎡以内 (後面) 0.5㎡以内</p>		

7. 禁止物件

小郡市屋外広告物条例では、次の物件には、原則として広告物を表示できません。

- 橋（橋台及び橋脚を含む）、トンネル、高架構造物、分離帯
- 街路樹、路傍樹、保存樹
- 景観重要建造物、景観重要樹木
- 信号機、道路標識、道路の歩道柵、駒止、里程標、カーブ・ミラー、パーキング・メーター
その他これらに類するもの
- 銅像、記念碑その他これらに類するもの
- 公衆電話ボックス、公衆便所、郵便ポスト
- 消火栓、火災報知機
- 送電塔、送受信塔、照明塔
- 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- 街路灯柱、電柱その他これらに類するもの（立看板、貼り紙、貼り札その他これらに類するものを表示する場合に限る。）
- 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて指定する物件

■禁止物件の例



8. 禁止広告物

小郡市屋外広告物条例では、次のような広告物は、全ての地域において表示できません。

- 著しく汚れ、退色し、又は塗料等が剥離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- 道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれがあるもの



9. 適用除外広告物

次の屋外広告物は、社会生活を営むうえで最低限必要な広告物として、一定の基準内で禁止地域や許可地域等の規制の対象から除外されています。

■ 適用除外となる自家用広告物

自家用広告物とは、自己の事業者等の建物やその敷地内に、自己の氏名や名称、店名、商標又は事業、営業の内容等を表示する広告物です。

次の基準を満たす自家用広告物は、許可地域又は禁止地域であっても、許可を得ずに表示又は設置することができます。

■ 自家用広告物の適用除外基準

第1種禁止地域	・表示面積の合計が 5 m²以内 であること ・ただし、許可を受ければ 10 m ² 以内まで表示可能
第2種禁止地域	・表示面積の合計が 5 m²以内 であること ・ただし、許可を受ければ 15 m ² 以内まで表示可能
第1種許可地域	・表示面積の合計が 10 m²以内 であること ・ただし、許可を受ければ 50 m ² 以内まで表示可能
第2種許可地域	・表示面積の合計が 15 m²以内 であること

■ 適用除外となるその他の広告物

条例により適用除外となるその他の広告物については、以下のとおりです。

① 許可を受けることなく、**禁止地域、禁止物件、許可地域**に表示できるもの

他の法令の規定によるもの	道路法、道路交通法、建設業法等
選挙運動用ポスター等	公職選挙法による選挙活動のために使用するポスター等
公共広告物	国及び地方公共団体が公共的目的で表示するもの ※はり紙等の簡易な広告物以外は市町村長との事前協議により同意が得られたものに限る。
寄贈者名等表示広告物	公益上必要なものに寄贈者名を表示するもの 基準：国又は地方公共団体が寄贈を受ける施設又は物件で、 表示面の 1/20 以下かつ 0.5 m ² 以下

② 許可を受けることなく、**禁止地域、許可地域**に表示できるもの

自己管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの 基準：表示面積の合計が5㎡以内
工事現場の塀等に表示するもの	工事期間中に表示されるもので、営利を目的としないもの
冠婚葬祭のための案内表示や祭礼のための旗	冠婚葬祭や祭礼のために一時的表示するもの (長期にわたるものは適用除外とならない)
移動するものに表示するもの	○自動車に表示するもの ・所有者の店名若しくは事業内容等を表示するもの ・営利を目的としない宣伝又は行事等を表示するもの ○人、動物、車両(自動車は除く)に表示するもの

③ 許可を受けることなく、**禁止物件**に表示できるもの

送電塔、貯水タンク等に表示するもの	条例に規定する禁止物件にその所有者又は管理者が表示する面積が5㎡以内のもの
その他禁止物件に表示するもの	条例に規定する禁止物件に、管理上の必要に基づき表示するもので、表示面積が5㎡以内のもの

④ 許可を受けることにより、**禁止地域**に表示できるもの

道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物	名称・所在地・距離・略図・方向を示す記号等、案内誘導を目的とし表示するもの 基準：高さ5m以下で、広告1件につき2㎡以内もの 全体の表示面積は8㎡以内
------------------------	---

10. 屋外広告業の登録

小郡市内で広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行おうとしている方は、福岡県内に営業所を有しているか否かにかかわらず、福岡県知事の登録を受ける必要があります。

また、屋外広告業を営む者は、その営業所ごとに業務主任者として「屋外広告物講習会修了者、屋外広告士等」を置くことが義務づけられています。

詳しくは、[福岡県建築都市部公園街路課（TEL：092-643-3757）](https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyouka/kyouka/kyouka.html)までお問い合わせください。

11. 屋外広告物管理者の設置

広告物の表示者等（表示者、設置者及び管理者）は、広告物又は広告物を掲出する物件を良好な状態に保つよう、補修その他必要な管理を行わなければなりません。

また、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、広告物を管理する者として、屋外広告物管理者の設置が義務づけられています。

ただし、次に掲げる広告物についてはその必要はありません。

- ・ 貼り紙、貼り札、立看板等の簡易な広告物
- ・ 電柱を利用する広告物
- ・ 建築物の壁面に直接塗付する広告物

なお、高さが4mを超える広告物又は広告物を掲出する物件を管理する屋外広告物管理者は、建築士又は屋外広告士の資格を有する者でなければなりません。

12. 罰則

この条例に違反すると、**罰則**が適用されることがあります。

■ 50万円以下の罰金

- 1) 市長の措置命令に違反した者

■ 30万円以下の罰金

- 1) 禁止地域、禁止物件での広告物表示等、又は許可地域において許可を得ずに広告物の表示等をした者
- 2) 許可を受けた広告物等を、許可を受けずに変更（改造）した者
- 3) 許可期間の満了又は許可取り消しによる広告物等の除却義務に違反した者

■ 20万円以下の罰金

- 1) 市長の求めに対し、広告物の表示者等が報告（資料の提出）をせず又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げた者など

■ 両罰規定

- 1) 違反の行為者（使用人、代理人など）を罰するほか、その法人又は人に対する罰金刑の適用

13. 許可申請手数料と許可期間

本市内に広告物を表示又は掲出する許可を受ける場合は、下表に定める手数料の納付が必要となります。

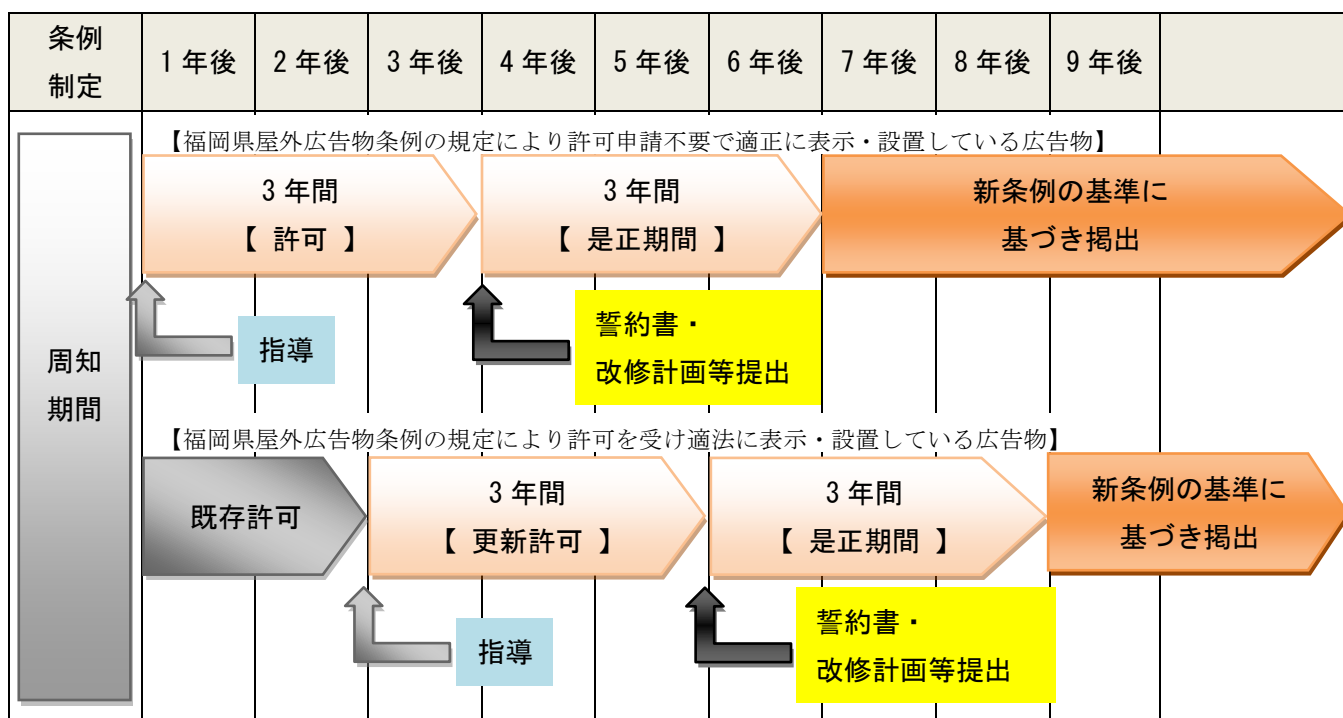
区分		金額	許可期間
貼り紙		1枚につき 5円	1月以内
貼り札		1枚につき 10円	
広告幕		1枚につき 400円	
立看板		1個につき 200円	
アドバルーン		1個につき 1,000円	
電柱を利用する広告物		1個につき 200円	3年以内
自立広告物その他の広告物	1㎡未満のもの	1個につき 200円	
	1㎡以上2㎡未満のもの	1個につき 400円	
	2㎡以上5㎡未満のもの	1個につき 800円	
	5㎡以上10㎡未満のもの	1個につき 1,600円	
	10㎡以上20㎡未満のもの	1個につき 3,200円	
	20㎡以上30㎡未満のもの	1個につき 5,000円	
	30㎡以上50㎡未満のもの	1個につき 8,000円	
	50㎡を超えるもの	1個につき 8,000円に50㎡を超える面積(1㎡未満の端数を生じる場合は、1㎡に切り上げた面積)について1㎡につき200円を乗じて得た額を加算した額(その額が50,000円を超えるときは、50,000円)	

備考 自立広告物その他の広告物であって照明を伴うものについては、この表に定める額の2倍の額とする。

1 4. 経過措置

小郡市屋外広告物条例の施行前に、福岡県屋外広告物条例の規定により許可を受けているか、もしくは許可申請不要で適法に表示・設置している屋外広告物は、その屋外広告物に対して変更や改造を行わない限り、下記のとおり、市条例の規定による許可を受けたものとして引き続き表示・設置することができます。ただし、期間満了に伴う更新許可申請は必要です。

※小郡市屋外広告物条例の施行時において、福岡県屋外広告物条例で許可が必要であるのに許可を取得していないものや、福岡県屋外広告物条例に基づく基準に適合していないものは、経過措置の適用を受けられませんのでご注意ください。



※鉄骨造等の堅ろうな広告物（建築基準法上の確認を受けた広告物）及び地区計画区域に地区計画策定時から表示されている広告物については、上記の経過措置期間を設けず、建替等（改造又は改変を含む）が行われるまでは、是正を義務付けないものとします。

《屋外広告物条例に関するお問い合わせ先》

小郡市 都市建設部 都市計画課

〒838-0198 福岡県小郡市小郡255-1

TEL : 0942-72-2111 FAX : 0942-73-0571

Eメール : toshi@city.ogori.lg.jp